

令和6年1月30日
政策説明会まで
非公開

令和6年1月5日(金) 部長会議資料
商工観光部商工労働課

地域経済牽引事業の促進による
地域の成長発展の基盤強化に関する法律

地域未来投資促進法に基づく 課税免除の実施について

令和6年1月5日(金)

商工観光部商工労働課

地域未来投資促進法に基づく支援措置のひとつ

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、
地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす
「**地域経済牽引事業**」を促進することを目的とする法律

各種措置(税制、金融、規制の特例措置、予算)により支援



・国:地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業計画による建物・機械等の設備投資の場合、
法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大5%)

【要件】①都道府県による地域経済牽引事業計画の承認
②国(主務大臣)の課税特例の確認

・都道府県:不動産取得税等の不均一課税(長野県は課税免除)

各自治体の条例
により実施

・市町村:**固定資産税の課税免除**(普通地方交付税による**減収補てん制度**あり)

1.課税免除の位置付け②

(1)国の基本方針に基づき、都道府県・市町村が基本計画策定

地域未来投資促進法の基本方針

長野県長野地域基本計画

- ・対象となる区域（促進区域）
- ・経済的効果に関する目標
- ・地域の特性 × 推進したい分野
- ・地域経済牽引事業の要件
- ・自治体による事業環境整備の内容

国が同意

【地域経済牽引事業計画 承認要件】

- (1) 計画期間を通じた計画事業による付加価値増加分が3,685万円 ※を上回ること
- (2) 次のいずれかの効果が見込まれること
 - ① 区域内事業者間での取引額6% ※増加
 - ② 区域内事業者の売上げ6% ※増加
 - ③ 区域内所在事業者の雇用者給与等支給額10% ※増加

※ 各数値は、令和5年度末を期限とする現行の基本計画のもの
国と協議中の次期基本計画においては、次の各数値を予定

(1):4,250万円

(2) ①:6.3%、②:6.3%、③:8%

⇒ 地域企業の成長や雇用の増加

(2)事業者が地域経済牽引事業計画策定

地域経済牽引事業計画

- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- ・地域経済牽引事業の経済的効果
- ・活用する地域の特性 × 活用する分野
- ・特例措置に関する事項

県が承認

+

固定資産税の課税免除の対象となるには、国による課税特例の確認が必要

2.導入背景①

■ 現行助成制度との比較

事業者は法人税の支払額を抑えられ、市は減収分の国補てんがあるため、双方にメリット

	長野市商工業振興条例	固定資産税の課税免除(案)
内 容	投下固定資産に係る固定資産税納税額に次の割合を乗じて得た額を交付(期間:第3年度) [第1・2年度]100/100 [第3年度]80/100	投下固定資産に係る固定資産税を免除 (期間:第3年度) [第1～第3年度] 100/100
立 地 先	<ul style="list-style-type: none"> 工場:工業系用途地域 事業所(※特定業種限定):市内全域 	市内全域(工場・事業所ともに)
立地区分	<ul style="list-style-type: none"> 工場の新設・増設 事業所(※特定業種限定)の新設・増設 	工場、事業所の新設・増設
適用要件	投下固定資産額5,000万円(事業所は2,000万円)以上の土地・家屋・償却資産(※) ※操業開始(事業所設置)から3ヵ月以内に新規に取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額 1 億円以上の土地・家屋・構築物 (農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上) 県による地域経済牽引事業計画承認 国(主務大臣)の課税特例確認
備 考	事業者は市からの助成金を特別収入に計上 →事業者の法人税額増	・制度の拡充により、減収補てん(1/4)の対象(R5～)

※工場:日本標準産業分類(総務省)に定めるもの

・大分類(I)運輸業のうち中分類44道路貨物運送業、47倉庫業

・大分類(J)卸売・小売業のうち中分類49各種商品卸売業、50繊維・衣服等卸売業、51飲食料品卸売業、52建築材料、鉱物・金属材料卸売業、53機械器具卸売業、54その他の卸売業

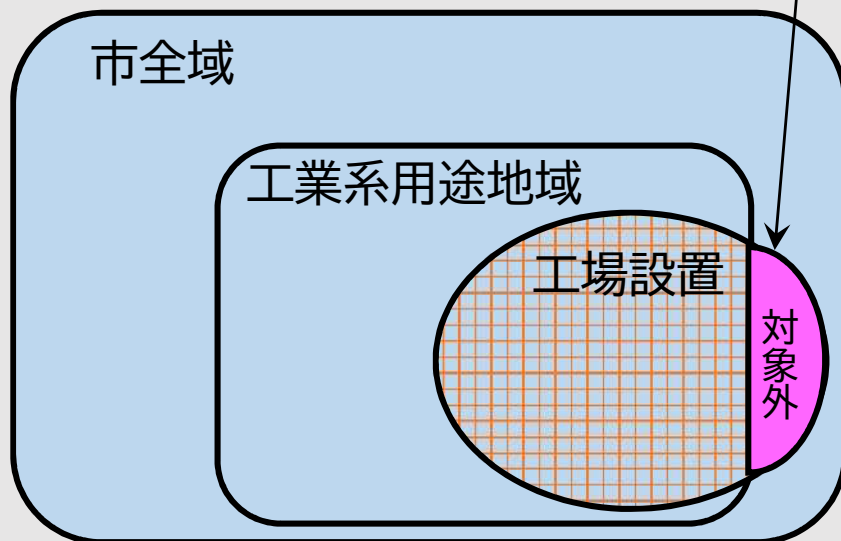
※事務所:新事業創出促進法施行令(平成11年政令第7号)第8条に定める業種のうち以下のもの

機械修理業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、自然科学研究所を営む事業所

■ 現行助成制度との関係

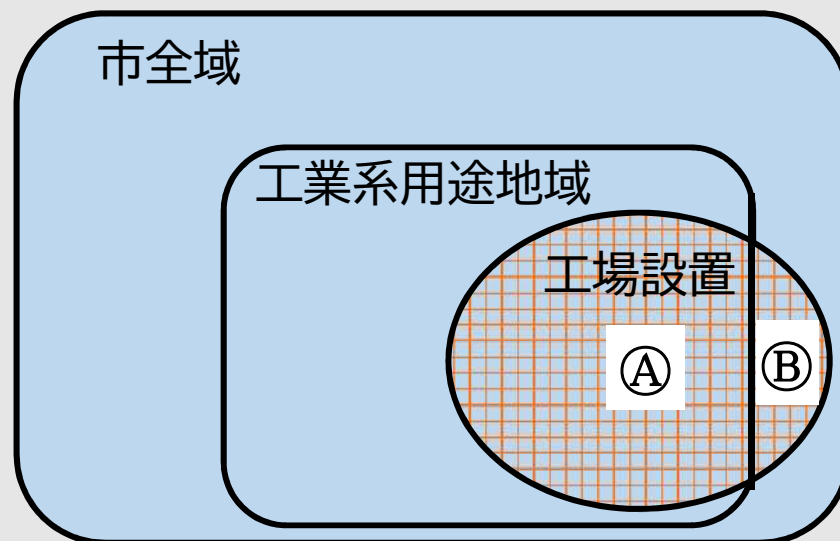
※エムウェーブ南産業用地などは「対象外」に当たる

【長野市商工業振興条例】



■ 適用範囲(事業所) ■ 適用範囲(工場)

【固定資産税の課税免除(案)】



■ 適用範囲(事業所、工場) ■ 適用範囲(工場)

今回の課税免除により、

- 工業系用途地域外の工場設置(図中「対象外」)に対しても支援が可能
- 課税免除した投資については、現行助成制度の適用はできない

3.影響額の試算①

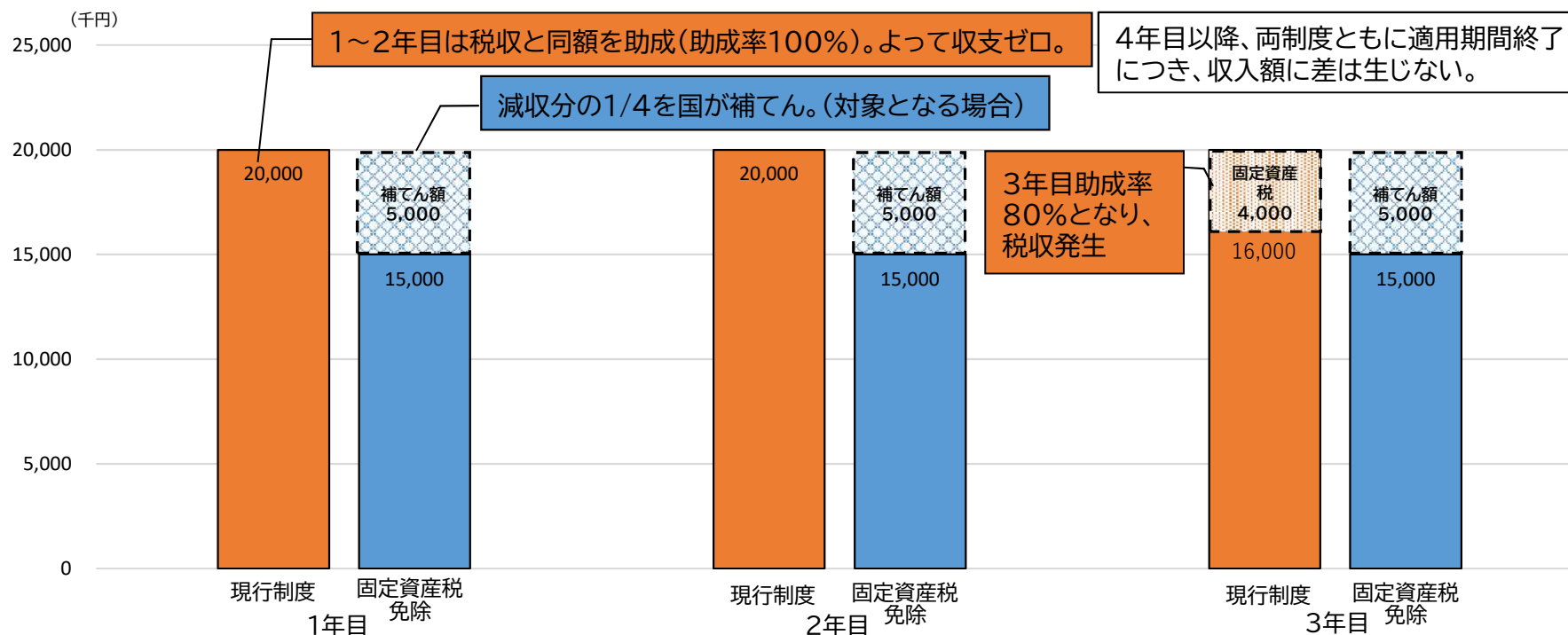
■ 実質的減収額の比較: ①工業系用途地域への工場設置の場合

(単位:千円)

投資額14億円・固定資産税額2千万円規模の工場が立地すると仮定した場合
 ※課税標準額の評価替え、減価償却の影響は考慮しないものとする

敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)	建築種類	階層	固定資産税額 (課税標準額×1.4%)			
				土地	建物	構築物	合計
18,000	7,000	鉄骨	3	2,000	15,000	3,000	20,000

※償却資産は構築物のみ



■ 現行制度:助成額 計5,600万円

■ 課税免除:減収額 計4,500万円

※減収補てん額の計1,500万円を考慮

助成制度と概ねトレードオフ

減収補てん対象の場合は、
現行制度より収支が改善

3.影響額の試算②

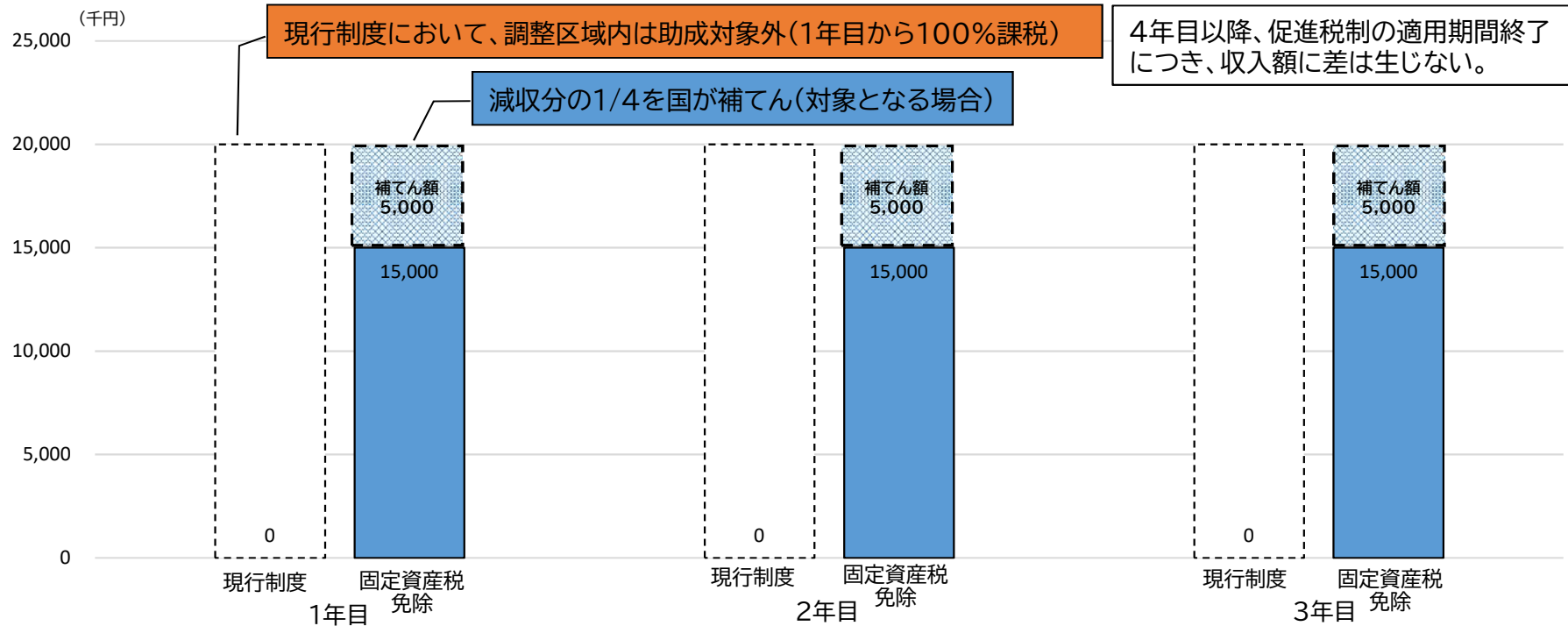
■ 実質的減収額の比較: **㊸市街化調整区域**への工場設置の場合

(単位:千円)

投資額14億円・固定資産税額2千万円規模の工場が立地すると仮定した場合
 ※課税標準額の評価替え、減価償却の影響は考慮しないものとする

敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)	建築種類	階層	固定資産税額 (課税標準額×1.4%)			
				土地	建物	構築物	合計
18,000	7,000	鉄骨	3	2,000	15,000	3,000	20,000

※償却資産は構築物のみ



■ 現行制度:助成額 ゼロ
 ■ 課税免除:減収額 計4,500万円
 ※減収補てん額の計1,500万円を考慮

工業系用途地域以外の場合、収入減

4.他市の実施状況

【県内市の状況】

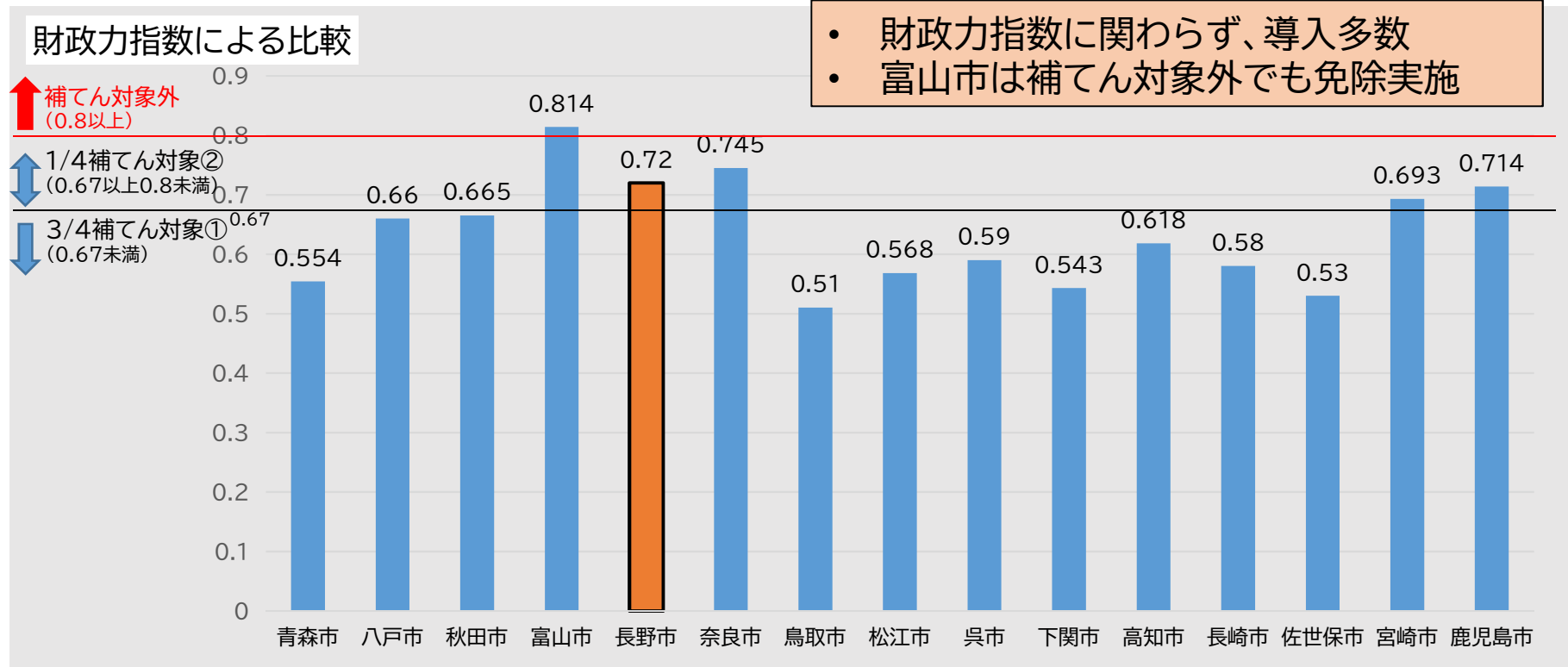
19市中14市が導入済み

※松本市:R6導入に向け準備中

上田市	岡谷市	飯田市	須坂市	小諸市	伊那市	駒ヶ根市	中野市
大町市	飯山市	塩尻市	千曲市	東御市	安曇野市		

地域間競争において遅れ

【中核市の状況】



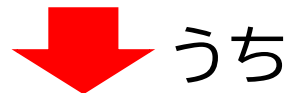
税制支援により本市への投資を促進するため、減免制度を導入する

5. 承認済み地域経済牽引事業計画 (R5.12/22時点)

9

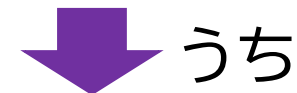
地域経済牽引事業計画の承認済み市内企業(11社)

- 製造業 6社
- 流通業 2社
- サービス業 1社
- 建設業 1社
- リース業 1社



国の課税特例確認済み(2社)

- 製造業2社



国の課税特例確認予定(3社)

- 製造業3社

県知事承認済み企業数: R4年度: 5社 → R5年度: 11社

⇒ 民間事業者にとっては税制メリットが大きく、申請する企業は増加見込み

6.今後のスケジュール

10

時 期	項 目	内 容
R6. 1月 5日	部長会議	条例(案)・施行規則(案)の説明
1月30日	議会説明	政策説明会
1月31日	法規審査	条例(案)・施行規則(案)の法規審査委員会審査
2月下旬	3月議会	議案提出
4月1日	公 布	条例・施行規則の公布・施行

7. 減収補てん制度

	①財政力指数が0.67未満の市町村	②財政力指数が0.67以上0.80未満の市町村
【補てん率】	減収額の 3 / 4 (普通地方交付税で補てん)	減収額の 1 / 4 (普通地方交付税で補てん)
【対象事業】	<ul style="list-style-type: none"> ① 先進性を有すること ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 設備投資額が前年度償却費の20%以上 ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 	
【対象事業】 (上乘せ要件)	—	<ul style="list-style-type: none"> • 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上 (令和5年度以降の承認事業のみ)
【対象業種】	指定なし	
【対象資産】	土地・建物・構築物	
【取得価額下限】	1億円以上 (農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上)	
【税 目】	固定資産税 (市町村) (3年間)	
【適用期限】	令和6年度末まで (過去2年ごとに延長)	

【名称】長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(案)

1. 対象者

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」により、長野県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、かつ、国(主務大臣)の課税特例の確認を受けた事業者

2. 対象資産

・家屋、構築物

長野地域基本計画の同意日(平成29年12月22日)から令和7年3月31日までに設置した地域経済牽引事業計画の対象施設の用に供するもの
(当該対象施設の用に供する部分に係るものに限る。)

・土地

上記の家屋又は構築物の敷地であるもの(平成29年12月22日以後に取得したものに限り、かつ取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。)

※家屋等の建設に着手する前に、県知事から地域経済牽引事業計画の承認を得る必要がある。

3. 免除の期間と内容

当該家屋又は構築物に対して固定資産税が新たに課税されることとなる最初の年度以降3箇年度分を免除（都市計画税は除く）

4. 対象になる家屋、構築物、土地の取得価額

取得価額の合計額1億円以上(農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上)

項目	内容と主な施策
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の同意日～令和7年3月31日 ・対象者：承認地域経済牽引事業のための施設のうち、規定する対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者 ・当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。） ・当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課するべきこととなる年度以後3箇年度分に限って、課税免除することができる
申請	課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までの間
決定	課税免除すべきものと認めるときは速やかに決定
取消し	<p>次に該当する場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。 イ 虚偽の申請その他不正行為があったとき。 ウ 地域経済牽引事業の廃止又は休止があったとき。 エ 市税を滞納したとき。 オ その他市長が特に不相当と認めたととき。

項目	内容と主な施策
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税免除申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域経済牽引事業計画の承認申請書及び当該申請に係る承認通知書の写し イ 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書及び当該申請に係る確認書の写し ウ 土地及び家屋の登記事項証明書 エ 土地売買契約書及び当該土地の公図の写し オ 家屋建築工事請負契約書及び当該家屋の平面図の写し カ 償却資産種類別明細書並びに当該償却資産の配置図及び平面図の写し キ その他市長が特に必要と認めるもの
決定	固定資産税課税免除決定通知書により課税免除の決定を受けた者に通知
取消し	固定資産税課税免除取消通知書により課税免除の決定を受けた者に通知